

議案第48号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調査

協議項目	24-18	上水道等の取扱い				関係項目		
調整方針	1 水道事業計画、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金及び水道加入金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整する。 2 給水装置工事手数料等については、渋川市の例による。							
		現				況		調整理由・課題
1 上水道事業								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)概要【H14年度】	行政区域内人口 47,784人 給水人口 47,656人 給水件数 16,928件 普及率 99.7% 施設能力 37,242 ^{トン} 年間給水量 7,906,882 ^{トン} 1日最大 [〃] 27,663 ^{トン} 1日平均 [〃] 23,634 ^{トン} 有収率 91.7% 供給単価 107.68円 給水原価 106.81円 職員数 18名(15年度)	行政区域内人口 3,928人 給水人口 3,896人 給水件数 1,814件 普及率 100% 施設能力 10,000 ^{トン} 年間給水量 2,773,099 ^{トン} 1日最大給水量 8,865 ^{トン} 1日平均給水量 7,430 ^{トン} 有収率 79.8% 供給単価 127.27円 給水原価 184.01円 職員数 6名(15年度)	行政区域内人口 2,192人 給水人口 2,186人 給水件数 768件 普及率 99.7% 施設能力 1,270 ^{トン} 年間給水量 565,729 ^{トン} 1日最大 [〃] 1,735 ^{トン} 1日平均 [〃] 1,550 ^{トン} 有収率 61.7% 供給単価 83.2円 給水原価 100.1円 職員数 3名(15年度)	行政区域内人口 12,333人 給水人口 12,301人 給水件数 4,087件 普及率 99.7% 施設能力 8,900 ^{トン} 年間給水量 1,651,344 ^{トン} 1日最大 [〃] 5,728 ^{トン} 1日平均 [〃] 4,512 ^{トン} 有収率 77.4% 供給単価 172.5円 給水原価 165.7円 職員数 3名(15年度)	行政区域内人口 12,426人 給水人口 12,180人 給水件数 3,443件 普及率 98% 施設能力 3,902 ^{トン} 年間給水量 1,585,400 ^{トン} 1日最大 [〃] 5,604 ^{トン} 1日平均 [〃] 4,343 ^{トン} 有収率 95.0% 供給単価 79.1円 給水原価 52.4円 職員数 4名(15年度)	行政区域内人口 10,296人 給水人口 10,308人 給水件数 3,128件 普及率 99.9% 施設能力 5,600 ^{トン} 年間給水量 1,657,507 ^{トン} 1日最大 [〃] 5,472 ^{トン} 1日平均 [〃] 4,541 ^{トン} 有収率 81.0% 供給単価 124.94円 給水原価 140.98円 職員数 3名(15年度)		
(2)水道事業計画等	渋川市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例 渋川市上水道第5次拡張事業計画(H3~) ・給水区域 渋川市域 ・給水人口 49,000人 ・1日最大給水量 36,850 ^{トン} ・1人1日最大給水量 752 ^{リットル} ・1日平均給水量 27,200 ^{トン} ・1人1日平均給水量 555 ^{リットル} ・水源の種別 地下水(井戸13本) " (湧水3本) " (湧水4箇所) 表流水(利根川表流水) 渋川市北部簡易水道事業 ・給水区域 祖母島の一部 ・給水人口 730人 ・1日最大給水量 392 ^{トン} ・1人1日最大給水量 537 ^{リットル} ・1日平均給水量 279 ^{トン} ・1人1日平均給水量 382 ^{リットル} ・水源の種別 地下水(深井戸1本)	伊香保町水道事業の設置等に関する条例 伊香保町上水道第5次拡張事業計画(H3~) ・給水区域 伊香保町大字伊香保(字大野の一部を除く)、大字湯中子の一部 ・特別給水区域 渋川市金井2854番地 西群馬病院 渋川市川島 2470番地 伊香保国際カンツリークラブ 渋川市金井2844番地3及び4の一部 日本土地山林(株)(グリーン牧場) ・給水人口 5,250人 ・1日最大給水量 13,400 ^{トン} ・1人1日最大給水量 2,552 ^{リットル} ・1日平均給水量 9,850 ^{トン} ・1人1日平均給水量 1,876 ^{リットル} ・水源の種別 表流水(沼尾川水源) 湧水(西沢第一水源・湯元水源) 伏流水(西沢第二水源)	小野上村水道設置条例 小野上村簡易水道事業 ・給水区域 小野上村一円 ・給水人口 2,700人 ・1日最大給水量 1,270 ^{トン} ・1人1日最大給水量 470 ^{リットル} ・1日平均給水量 890 ^{トン} ・1人1日平均給水量 330 ^{リットル} ・水源の種別 地下水(深井戸3本) 表流水(1箇所)	子持村水道事業の設置等に関する条例 子持村水道事業第3次拡張事業計画(H5~) ・給水区域 子持村全域 ・給水人口 14,000人 ・1日最大給水量 8,900 ^{トン} ・1人1日最大給水量 636 ^{リットル} ・1日平均給水量 4,512 ^{トン} ・1人1日平均給水量 366 ^{リットル} ・水源の種別 地下水(深井戸6本) 表流水(1箇所)	赤城村簡易水道事業給水条例 第1簡易水道 ・給水区域 大字津久田、大字敷島、大字宮田 ・給水人口 4,000人 ・1日平均給水量 1,200 ^{トン} 樽簡易水道 ・給水区域 大字樽 ・給水人口 330人 ・1日平均給水量 148 ^{トン} 第2簡易水道 ・給水区域 大字持柏木、大字溝呂木、大字北上野、大字勝保沢、大字栄、大字見立の一部、大字滝沢の一部、大字津久田の一部、大字敷島の一部 ・給水人口 4,000人 ・1日平均給水量 665 ^{トン} 第3簡易水道 ・給水区域 大字長井小川田、大字深山、大字棚下の一部、大字津久田の一部、大字北上野の一部 ・給水人口 2,280人 ・1日平均給水量 1,230 ^{トン} 棚下簡易水道 ・給水区域 大字棚下 ・給水人口 600人 ・1日平均給水量 90 ^{トン} 第4簡易水道 ・給水区域 大字三原田、大字上三原田、大字見立、大字滝沢、大字樽の一部 ・給水人口 3,500人 ・1日平均給水量 871 ^{トン}	北橋村水道事業設置等に関する条例 北橋村上水道事業第3次拡張(変更)認可申請(H11~H25) ・給水区域 北橋村全域、特別給水区域 渋川市半田の一部 前橋市、渋川市、吉岡町に属する板東工業団 前橋市田口町1120地番 広桃発電所 ・給水人口 13,000人 ・1日最大給水量 8,580 ^{トン} ・1人1日最大給水量 660 ^{リットル} ・水源の種別 地下水(井戸7本) 表流水(県央第二水道) ・県央水道受水地点 県央第二、赤城山配水池 ・目標貯留時間 24時間		
							1【調整理由】 ・各市町村間の料金格差が大きく、また、上水道及び簡易水道と事業形態が異なるなど、事業統合や料金の均一化が合併時には困難なため。 【課題】 ・新市において、新たに水道事業の将来構想及び事業運営の指針となる基本計画を策定し、事業計画、会計方式及び料金等の統一を図る必要がある。 ・合併により水道法第7条第2項に規定する認可申請書の記載事項変更届が必要。	
							2【調整理由】 ・給水装置工事手数料等については、6市町村それぞれ差異があるため、業務内容及び手数料を渋川市の例に統一する。	

議案第48号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-18 上水道等の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現				況				
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
		伊香保町簡易水道事業 ・給水区域 水沢の一部 ・給水人口 150人 ・1日最大給水量 200トﾝ ・1人1日最大給水量 1,333ℓ ・水源の種別 湧水(1箇所)			・水源の種別(6区域合計) 地下水(深井戸7本) 湧水(7箇所) 表流水(1箇所)			
2 水道料金・検針・収納について								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)水道料金 (税込み) 【H16.4.1現在】	一般用(1ヶ月につき) ・基本料金 8トﾝまで 770円 ・超過料金 9~20トﾝ 89.25円 21~50トﾝ 106.05円 51~200トﾝ 132.30円 201トﾝ以上 148.05円 ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 2,900円/月	一般用(1ヶ月につき) ・基本料金 10トﾝまで 840円 ・超過料金 11~30トﾝ 84円 31~50トﾝ 100円 51~100トﾝ 122円 101~500トﾝ 144円 501~2000トﾝ 158円 2001トﾝ以上 172円 ・特別給水小区域 1トﾝにつき 172円 水沢簡易水道 ・基本料金 10トﾝまで 750円 ・超過料金 11~30トﾝ 75円 31~50トﾝ 83円 51~100トﾝ 92円 101~500トﾝ 104円 501~ 110円 ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 2,520円/月(上水道) 2,250円/月(簡易水道)	一般用(2ヶ月につき) ・基本料金 20トﾝまで 1,600円 ・超過料金 21~60トﾝ 50円 61~500トﾝ 80円 501トﾝ以上 100円 ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 1,850円/月 (メーター使用料を含む)	一般用(1ヶ月、口径別) ・基本料金 13mm:10トﾝ 1,190円 20mm:10トﾝ 2,830円 25mm:10トﾝ 4,340円 30mm:10トﾝ 8,120円 40mm:10トﾝ 13,410円 50mm:10トﾝ 26,770円 75mm:10トﾝ 40,130円 ・超過料金(13mm) 11~20トﾝ 147円 21~30トﾝ 168円 31~50トﾝ 189円 51トﾝ~ 210円 ・超過料金(20mm以上) 11~50トﾝ 189円 51~100トﾝ 210円 101トﾝ~ 231円 ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 4,340円/月	一般用(1ヶ月につき) ・基本料金 10トﾝまで 650円 ・超過料金 11トﾝ以上 84円 ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 2,390円/月 (メーター使用料を含む)	一般用(2ヶ月につき) ・基本料金 20トﾝまで 2,730円 ・超過料金 21~60トﾝ 141.75円 61~200トﾝ 162.75円 201トﾝ以上 173.25円 ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 4,200円/月		
	浴場用 ・基本料金 200トﾝまで 8,400円 ・超過料金 1トﾝにつき 68.25円	なし	なし	なし	大口用 ・基本料金 100トﾝまで 5,670円 ・超過料金 1トﾝにつき 73.50円	なし		
	臨時用 ・基本料金 20トﾝまで 3,400円 ・超過料金 1トﾝにつき 220.50円	なし	臨時用 ・基本料金 20トﾝまで 4,000円 ・超過料金 1トﾝにつき 100円 ・超過料金(20mm以上) 11トﾝ以上 525円	臨時用 ・基本料金 13mm:10トﾝ 4,700円 20mm:10トﾝ 8,670円 25mm:10トﾝ 16,020円 30mm:10トﾝ 27,090円 40mm:10トﾝ 48,420円 50mm:10トﾝ 93,860円 75mm:10トﾝ 223,880円 ・超過料金(13mm) 11トﾝ以上 525円 ・超過料金(20mm以上)	特別用 ・基本料金 20トﾝまで 1,800円 ・超過料金 1トﾝにつき 94.50円 共用(税込み) ・基本料金(1世帯につき) 10トﾝまで 650円 ・超過料金 1トﾝにつき 84円	臨時用 ・基本料金 1トﾝにつき 210円 供用給水装置(税込み) ・基本料金 1,050円 ・超過料金 1トﾝにつき 105円		

議案第48号参考資料(その3)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-18 上水道等の取扱い		関係項目				調整理由・課題	
現				況					
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
	私設消火栓 ・消火演習1回 525円 (1回10分毎)	私設消火栓 ・消火演習1回 3,000円 (1回20分毎) 災害時使用 無料	私設消火栓立会手数料 ・消火演習1回 700円 (1回10分毎)	私設消火栓立会手数料 は村長の指定する職員の 立会を要する。 ・手数料、使用料は無し。	消防又は消防演習の場合 職員立会	消火栓 ・消火演習1回 1,570円 (1回10分毎) 火災使用時 無料			
	量水器 無料貸与	量水器 無料貸与	メ-タ-使用料 13mm以下 100円 20mm以下 200円 25mm以下 300円 30mm以下 400円 40mm以下 500円 50mm以下 1,000円	量水器 無料貸与	メ-タ-使用料 13mm以下 63円 25mm以下 126円 50mm以下 420円	量水器 無償貸与			
3 給水装置工事について									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(1)給水装置工事手数料等	給水装置工事手数料 ・メ-タ-設置の場合 25mm以下 10,000円 30~50mm 20,000円 75mm以上 40,000円 ・メ-タ-設置しない場合(改造) 25以下 5,000円 30~50 10,000円 75以上 20,000円 ・単独撤去工事及び上記工事に該当しない工事 2,000円 私設消火栓立会手数料 1回につき 500円 (1回10分毎) 証明手数料 1回につき 350円 主任技術者証 (継続、再交付を含む。) 1回につき 1,000円 既納の手数料の還付なし	設計審査手数料 1回につき 1,000円 開閉栓手数料 1回につき 1,000円 (開閉栓工事は工務浄水係対応) メ-タ-交換業務 町内指定工事店委託 1,200円×1.05×250件 水道使用証明手数料 1回につき 300円	設計審査手数料 1回につき 500円 工事検査手数料 1回につき 500円 ・消防演習立会 1回につき 500円 ・証明手数料 1回につき 400円 ・主任技術者証 交付しない	工事の検査手数料 ・13~20mm 新設 6,000円 増設・改造 5,000円 その他 2,500円 ・25~30mm 新設 9,000円 増設・改造 7,500円 その他 3,700円 ・40~50mm 新設 12,000円 増設・改造 10,000円 その他 5,000円 ・75mm 新設 20,000円 増設・改造 15,000円 その他 7,500円 各種証明手数料 1回につき 300円	設計審査手数料 1回につき 1,000円 工事検査手数料 1回につき 1,000円 消防演習立会 1回につき 200円 指定給水装置工事事業者 指定申請手数料 1回につき 10,000円	設計審査手数料、工事検査手数料 ・13・20mm 新設・全面改良 5,000円 その他工事 3,000円 ・25・30mm 新設・全面改良 10,000円 その他工事 5,000円 ・40・50mm 新設・全面改良 15,000円 その他工事 8,000円 ・75mm~ 新設・全面改良 30,000円 その他工事 15,000円 ・給水管分岐工事 5,000円			
(2)加入金(税込み)	加入金 13mm 52,500円 20mm 110,250円 25mm 181,650円 30mm 283,500円 40mm 559,650円 50mm 945,000円 75mm 2,521,050円 100mm以上 管理者が定める。	加入金 13mm 80,000円 新規加入 130,000円 20mm 166,000円 新規加入 253,000円 25mm 281,000円 新規加入 414,000円 40mm 1,150,000円 新規加入1,840,000円 50mm 1,840,000円 新規加入2,875,000円 75mm以上 町長が別に定める。	加入金 13mm 70,000円 20mm 120,000円 25mm 200,000円 30mm 400,000円 40mm 600,000円 50mm 1,000,000円	加入金 13mm 126,000円 20mm 210,000円 25mm 420,000円 30mm 682,500円 40mm 1,260,000円 50mm 2,415,000円 75mm 6,615,000円	加入金 13mm 64,050円 20mm 87,150円 25mm 100,800円 30mm 144,900円 40mm 220,500円 50mm 288,750円 75mm以上 別途協議	加入金 13mm 84,000円 20mm 126,000円 25mm 178,500円 30mm 262,500円 40mm 504,000円 50mm 840,000円 75mm以上 別途協議			

協議項目	24-18	上水道等の取扱い				関係項目						調整理由・課題
現						況						
【参考】												
(1) 現行水道料金一覧(一般家庭1ヶ月30立方メートル使用の場合)												
(税込み)												
市町村名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村						
使用料(円)	2,900	2,520 2,250	1,850	4,340	2,390	4,200						
順位	4	2	1	6	3	5						
料金改正	H12.5.1	H10.4.1	H6.4.1	H5.4.1	H8.4.1	H15.4.1						
(注1) 伊香保町下段は、水沢地域の簡易水道 (注2) 小野上村は、メーター使用料50円を含む (注3) 赤城村は、メーター使用料63円を含む												
(2) 県内11市の水道料金の状況(一般家庭1ヶ月30立方メートル使用の場合)												
(税込み、10円未満切り捨て)												
市町村名	前橋市	高崎市	太田市	桐生市	伊勢崎市	館林市	藤岡市	富岡市	安中市	沼田市	渋川市	
使用料(円)	3,400	3,770	3,880	3,800	3,510	4,250	4,750	4,790	3,570	3,660	2,900	
順位	2	6	8	7	3	9	10	11	4	5	1	
(3) 6市町村の経営状況												
(単位:千円)												
	年度	渋川市	伊香保町	子持村	北橋村	小計	小野上村	赤城村	小計	合計		
営業収益	13	809,065	288,388	213,932	169,967	1,481,352	28,038	107,430	135,468	1,616,820		
	14	857,667	281,415	214,654	169,542	1,523,278	28,908	107,795	136,703	1,659,981		
	15	852,247	277,445	224,000	190,485	1,544,177	27,012	110,791	137,803	1,681,980		
加入金	13	23,965	1,339	5,160	4,170	34,634	650	1,862	2,512	37,146		
	14	23,839	819	5,880	3,680	34,218	960	2,071	3,031	37,249		
	15	15,688	82	5,700	3,250	24,720	350	0	350	25,070		
営業外収入	13	74,471	57	39,407	24,525	138,460	13,940	4,375	18,315	156,775		
	14	62,419	852	18,404	34,242	115,917	7,295	4,511	11,806	127,723		
	15	63,486	3,988	6,915	17,710	92,099	10,638	12,408	23,046	115,145		
収益的収入	13	907,501	289,784	258,499	198,662	1,654,446	42,628	113,667	156,295	1,810,741		
	14	943,925	283,086	238,938	207,464	1,673,413	37,163	114,377	151,540	1,824,953		
	15	931,421	281,515	236,615	211,445	1,660,996	38,000	123,199	161,199	1,822,195		
収益的支出	13	889,977	413,137	260,197	196,638	1,759,949	33,542	49,457	82,999	1,842,948		
	14	902,486	406,381	220,375	208,600	1,737,842	31,830	67,028	98,858	1,836,700		
	15	928,884	380,086	224,658	203,633	1,737,261	36,171	69,386	105,557	1,842,818		
純利益損失	13	17,524	123,353	1,698	2,024	105,503	9,086	64,210	73,296	32,207		
	14	41,439	123,295	18,563	1,136	64,429	5,333	47,349	52,682	11,747		
	15	2,537	98,571	11,957	7,812	76,265	1,829	53,813	55,642	20,623		

協議項目	24-18 上水道等の取扱い	関係項目	
現		況	
		調整理由・課題	
<p>【関係法令】</p> <p>地方公営企業法（抜粋）</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第1条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例並びに企業の財政の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。</p> <p>（この法律の適用を受ける企業の範囲）</p> <p>第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。</p> <p>(1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）</p> <p>(2) 工業用水道事業</p> <p>(3) 軌道事業</p> <p>(4) 自動車運送事業</p> <p>(5) 鉄道事業</p> <p>(6) 電気事業</p> <p>(7) ガス事業</p> <p>2～3項省略</p> <p>（料金）</p> <p>第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。</p> <p>2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。</p>		<p>水道法（抜粋）</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。</p> <p>2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。</p> <p>3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。</p> <p>4～12項省略</p> <p>（認可の申請）</p> <p>第7条 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>1 申請者の住所及び氏名（法人または組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p>2 水道事務所の所在地</p> <p>3 水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>4～5項省略</p> <p>（供給規程）</p> <p>第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。</p> <p>2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>1 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。</p> <p>2 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。</p> <p>3 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。</p> <p>4 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>5号省略</p> <p>3項～7項省略</p>	

協議項目	24-18	上水道等の取扱い	関係項目		調整理由・課題	
現 況						
6 先進地事例						
さぬき市		東かがわ市		山 県 市		
<p>1 水道事業会計は合併時に統一を図る。</p> <p>2 料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。</p> <p>3 給水区域については、現行のとおりとする。</p> <p>4 負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。</p> <p>5 手数料については、竣工検査新設工事20mm以下1,500円、25mm以上3,000円、給水装置工事事業者指定10,000円、給水装置工事事業者指定変更1,000円、開始手数料20mm以下1,500円、25mm以上3,000円とする。</p> <p>6 上水道施設整備協力金については、メーター口径13mm80,000円、20mm240,000円、25mm320,000円、30mm533,000円、40mm800,000円、50mm1,333,000円とする。賃貸住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの56,000円、単身入居を対象としたもの48,000円とする。</p> <p>7 水道運営委員会については、新市において設置する。</p> <p>8 簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。</p> <p>9 簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。</p> <p>10 簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。</p>		<p>1 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>2 水道使用料、新規加入金等及びメーター使用料については、合併時に統一し、検針、徴収については、毎月実施するものとする。</p> <p>3 施設等申込検査手数料は、合併時に統一し、指定給水装置工事事業者登録手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>		<p>1 上水道関係事業(水道料金) 水道料金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水使用料金については現行のとおりとする。 水道臨時使用料金については、高富町の例による。 使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とする。</p> <p>2 上水道関係事業(加入分担金) 水道加入分担金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水については、102,000円とする。 新市において、上水道又は簡易水道の利用者が他で新たに上水道又は簡易水道の供給を受ける場合は、加入分担金を徴収しないものとする。(既設管を閉栓し、同口径以下で供給を受ける場合に限る。) 臨時加入分担金は、廃止する。ただし、臨時使用の場合には、加入分担金相当額及び管理者が定める水道料金を予納するものとする。</p>		
瑞穂市		飛 騨 市		か ほ く 市		
<p>1 上水道使用料及び加入負担金については、表第3(表省略)のとおりとする。上水道使用料は、巣南町及び巣南町・神戸町水道組合の口径別基本水量付料金を穂積町と同一の基本水量付増増料金とし、メーター使用料を新たに設定する。</p> <p>2 上水道の材料検査手数料、工事検査手数料、水道料金納付証明手数料及び督促手数料については、表第4(表省略)のとおり合併時に統一する。</p>		<p>1 新市の水道整備計画を策定し、事業の進捗をはかる。</p> <p>2 水道料金、水道加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、5年をめどに調整する。</p>		<p>1 水道事業については、次のとおり調整する。 水道事業計画については、合併時に策定する。 水道事業手数料については、高松町の例による。ただし、開栓手数料については、宇ノ気町の例による。 水道加入分担金については、高松町の例による。ただし、量水器口径30mmについては合併時までに調整する。 水道料金については、合併時に統一料金とする。ただし、量水器使用料は徴収しない。</p>		